

介護休業取得者の代替従業員を新たに雇用する経費を補助します！

## 介護対応代替職員確保支援費 補助金

もし、御家族の誰かが介護が必要になったら、どうしますか？

介護保険のサービスを受けるまでには、予想外の時間がかかるかも知れませんし、一時的に御自身で介護をすることもあるかも知れません。そんなときの制度が介護休業です。

「でも、介護休業をとると職場の人に迷惑をかけることになるかも、、、」

山形県は、そんな皆さまの声を受け、介護休業を取得した方の不在期間に、新たに従業員を雇用する(又は派遣労働者を受け入れる)事業者を支援する補助金を創設しました。

### ■ 補助対象経費及び補助金の額

- ・ 介護休業取得者の代替従業員の人件費の **2分の1** 以内
- ・ 1事業所当たり月額上限 **10万円**、最長 **3か月**



### ■ 補助対象事業者

令和元年9月1日以降に新たに介護休業取得者の代替職員を雇用した県内に事業所のある事業主（労働者派遣事業者から介護休業取得者の代替職員として派遣労働者を受け入れた事業主を含む。）のうち、育児・介護休業法に基づく介護休業制度について、労働協約又は就業規則等に規定している者となります。

別表

業種	業種
鉱業・採石業・砂利採取業	学術研究、専門・技術サービス業
建設業	宿泊業、飲食サービス業
製造業	生活関連サービス業、娯楽業
電気・ガス・熱供給・水道業	教育、学習支援業
情報通信業	医療、福祉
運輸業、郵便業	複合サービス事業
金融業、保険業	サービス業（他に分類されないもの）
不動産業、物品賃貸業	（日本標準産業分類に準拠）



お問い合わせ先：山形県健康福祉部長寿社会政策課

「介護対応代替職員確保支援費補助金」担当 山口

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL：023-630-3120

## 令和元年度 介護対応代替職員確保支援費補助金について

### 1 事業概要

企業の皆さまが介護休業取得者の代替職員を新たに雇用する（又は派遣労働者を受け入れる）際の経費を補助します。

### 2 補助の内容

#### 《補助対象者》

県内事業所の事業主（育児・介護休業法に基づく介護休業制度について、労働協約又は就業規則等に規定している事業主に限ります。）

#### 《補助対象経費》

- 令和元年9月1日以降、介護休業取得者の代替職員を新たに雇用した際の代替職員の人件費（賃金、諸手当、社会保険料等事業主負担分）
- 令和元年9月1日以降、介護休業取得者の代替職員として、労働者派遣事業者から派遣労働者を受け入れた際の派遣料

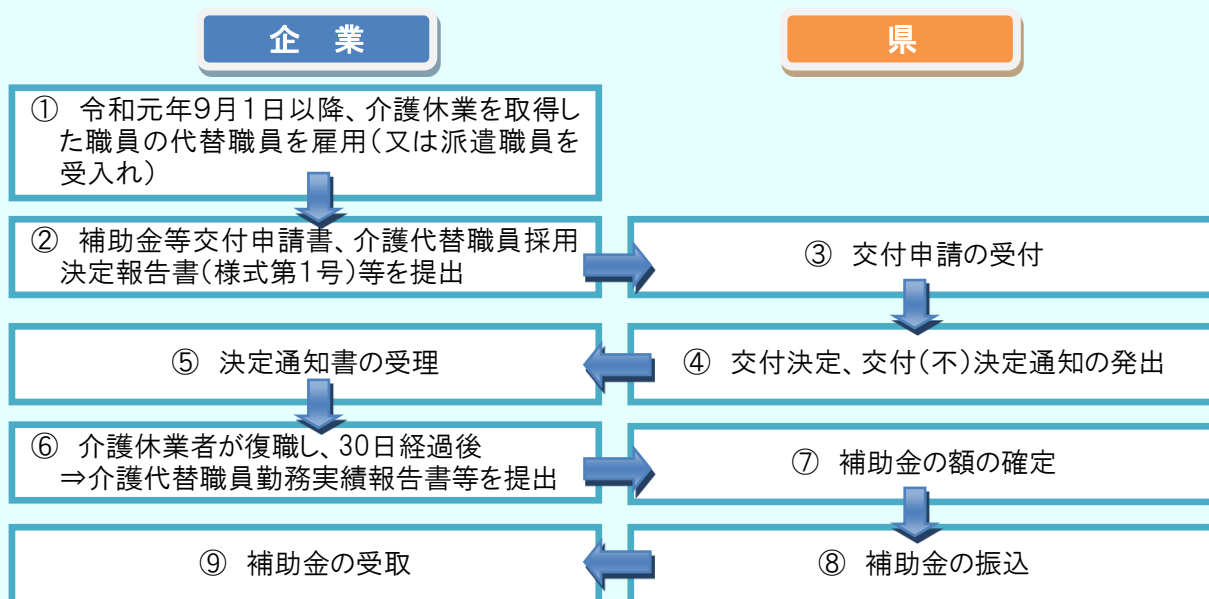
#### 《補助金の額、補助金の上限》

2分の1以内（1事業所当たり月額上限100千円、最長3か月） ※予算の範囲内で先着順

#### 《留意事項》

介護休業者が令和2年3月1日（日）まで復職し、その後、30日以上勤務（土、日、祝日、有給休暇等を含む。）することが必要です。

### 3 補助金の申請～交付の流れ等



《交付申請の受付期間》 令和元年9月2日（月）から令和2年1月31日（金）まで

#### 《申請書の提出先・お問い合わせ先》

〒990-8570 山形市松波2-8-1  
山形県健康福祉部長寿社会政策課「介護対応代替職員確保支援費補助金」担当 山口  
TEL 023-630-3120  
E-mail ychoju@pref.yamagata.jp

### 4 その他

本補助金の詳細については、「令和元年度山形県介護対応代替職員確保支援費補助金交付要綱」をご覧ください。（なお、これらの要綱及び様式は、県HPに掲載しています。）